

基本規程	定 款	主管部	ヒビノGMC	
コード		制 定	S 3 9 年 1 1 月 1 3 日	
基本-1		改 定		H 0 6 年 0 6 月 2 5 日
				H 0 8 年 0 6 月 2 2 日
				H 1 0 年 0 6 月 2 7 日
				H 1 0 年 0 8 月 0 1 日
				H 1 4 年 0 6 月 2 6 日
				H 1 4 年 1 0 月 0 1 日
				H 1 5 年 0 6 月 2 7 日
				H 1 6 年 0 6 月 2 9 日
				H 1 7 年 0 6 月 2 9 日
				H 1 7 年 1 1 月 2 3 日
				H 1 8 年 0 6 月 2 9 日
				H 2 1 年 0 6 月 2 3 日
				H 2 7 年 0 6 月 2 3 日
	H 2 9 年 0 4 月 0 1 日			
		R 0 4 年 0 6 月 2 2 日		

# ヒビノ株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、ヒビノ株式会社と称し、英文ではHibino Corporationと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 音響・映像・コンピュータおよび通信に関する機器および機械装置の製造・輸出入・販売・貸出および操作
- (2) 音響・映像およびコンピュータに関するソフトウェアの制作・輸出入・販売・貸出および操作
- (3) 音響・映像制作の編集スタジオの貸出および操作
- (4) 電気計装・自動制御装置・高圧受電設備・動力・照明等の設計・施工
- (5) 電子応用機器の設計・開発・製造および販売
- (6) 楽器およびその関連用品の輸出入・販売・貸出および操作
- (7) 照明およびその関連機器の設計・開発・製造・輸出入・販売・貸出および操作
- (8) 総合リース業
- (9) 金融業
- (10) 古物売買ならびにその受託販売
- (11) 出版事業

- (12) 広告代理業
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 有料職業紹介事業
- (15) インターネット等のネットワークを利用した映像・音声等のデータ配信による各種情報サービス
- (16) インターネット等のネットワークを利用した広告宣伝の情報媒体の販売
- (17) インターネット等のネットワークを利用した広告宣伝に関する企画・制作および施工
- (18) インターネット等のネットワークを利用した各種物品の販売
- (19) インターネットを利用するための接続に関するコンサルティングサービス
- (20) 広告宣伝に関する業務およびイベントの企画・制作・実施
- (21) 企業主催イベント・行政主催イベントの企画・制作・運営
- (22) 芸能人・講師等の職業紹介事業
- (23) コンピュータ利用による情報提供サービス
- (24) 情報の処理・伝達に関するソフトウェアの開発
- (25) 通信衛星等を利用したデータの配信および放送
- (26) 放送番組に関する企画・制作・実施
- (27) 歌手、タレントのマネジメントおよびプロモート業務
- (28) CD・ビデオ・DVD等の映像・音声ソフトの企画・制作・販売
- (29) CD・ビデオ・DVD等音楽出版物の著作権管理業務
- (30) 通信販売業
- (31) 旅行業法に基づく旅行業

(32) 飲食店業

(33) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,400万株とする。

(市場取引等による自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場

合に随時招集する。

(株主総会の開催場所)

第13条 株主総会は、本店の所在地またはこれに隣接する地において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主の議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、  
取締役会の定める取締役会規則による。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招  
集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた  
順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査  
役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この  
期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経  
ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の  
決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け  
る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議に  
よって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったこ  
とによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法  
令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。



- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。

## 第5章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第29条 当社の監査役は、5名以内とする。

（監査役の選任方法）

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（常勤の監査役）

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会規則）

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規則による。

（監査役会の招集通知）

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する

ものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額を下限とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(定款の改廃)

第1条 この定款の改廃は株主総会の決議による。

(実施期日)

第2条 この定款は、昭和39年11月13日より実施する。

平成06年06月25日一部改定実施する。

平成08年06月22日一部改定実施する。

平成10年06月27日一部改定実施する。

平成10年08月01日一部改定実施する。

平成14年06月26日一部改定実施する。

平成14年10月01日一部改定実施する。

平成15年06月27日一部改定実施する。

平成16年06月29日一部改定実施する。

平成17年06月29日一部改定実施する。

平成17年11月23日一部改定実施する。

平成18年06月29日一部改定実施する。

平成21年06月23日一部改定実施する。

平成27年06月23日一部改定実施する。

平成29年04月01日一部改定実施する。

令和04年06月22日一部改定実施する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第3条 定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。